

高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度 がはじまります

～外国人雇用状況届出が必要です～

雇用対策法により、すべての事業主の方に外国人の雇い入れと離職の際に、その都度、氏名、在留資格、在留期間等について確認し、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。

ポイント制の開始に伴う外国人雇用状況届出における在留資格の記載方法については、次頁以降をよくご確認ください。

Q ポイント制による出入国管理上の優遇制度とは

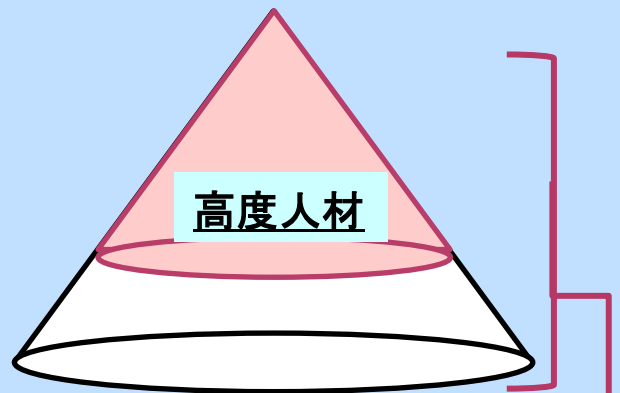


A. 高度人材(現在でも就労が認められてる外国人のうち、高度な資質・能力を有すると認められる者)の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を与える制度です。

高度人材の活動内容を、『**学術研究活動**』『**高度専門・技術活動**』『**経営・管理活動**』の3つに分類し、それぞれの特性に応じて、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目ごとにポイントを設け、**ポイントの合計が一定点数に達した場合に、出入国管理上の優遇措置を与える**ことにより、高度人材の我が国への受入れ促進を図ることを目的とするものです。

(高度人材に与えられる優遇措置)

- ◆複合的な在留活動の許容
- ◆在留期間「5年」の付与
- ◆在留歴に係る永住許可要件の緩和
- ◆入国・在留手続の優先処理
- ◆配偶者の就労
- ◆親の帯同
- ◆高度人材に雇用される家事使用人の帯同



現在でも就労が認められている専門的・技術的分野の人材

制度開始時期

平成24年5月7日

参照URL

- 外国人雇用状況届出について
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin-koyou/>)
- ポイント制度について(法務省入国管理局HPをご参照ください。)
(http://www.immi-moj.go.jp/info/120416_01.html)



厚生労働省

外国人雇用状況届出については、事業所を管轄するハローワークへお問い合わせ下さい。

雇用保険の被保険者となる外国人の場合 (雇用保険被保険者資格取得届)

✓ポイント制の対象となる方の在留資格は「特定活動」となります。
 ✓外国人登録証(本年7月9日以降は在留カード)のみでは、その具体的な活動類型が確認できないため、旅券に添付されている「指定書」を確認する必要があります。
 ✓高度人材外国人本人は3区分、高度人材外国人の配偶者については2区分のいずれに該当しているかを、指定書で確認の上、届け出てください。

指定書で確認する区分	届出の「在留資格」の記載		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度人材外国人</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度学術研究活動</div>	➡	特定活動(高度学術研究活動)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度専門・技術活動</div>	➡	特定活動(高度専門・技術活動)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度経営・管理活動</div>	➡	特定活動(高度経営・管理活動)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度人材外国人の就労する配偶者</div>	➡	特定活動(高度人材の就労配偶者)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">配偶者</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">高度人材外国人の扶養を受ける 配偶者又は子</div>	➡	特定活動(その他) (資格外活動許可事実を確認し、「有」に○をしてください。)

標準第2号 雇用保険被保険者資格取得届

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 (必ず裏面の注意事項を読んでから記載して下さい。)

●雇用保険被保険者資格取得届の備考欄⑱

⑱	国籍		在留資格		
備	在留期間	西暦	年月日まで	資格外活動許可の有無	有・無
考	<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として ⑱以外の事業所で就労する場合				

拡大図

⑱	国籍		在留資格		
備	在留期間	西暦	年月日まで	資格外活動許可の有無	有・無
考	<input type="checkbox"/> 派遣・請負労働者として主として ⑱以外の事業所で就労する場合				

雇用保険の被保険者でない外国人の場合 (外国人雇用状況届出書(様式第3号))

- ✓ポイント制の対象となる方の在留資格は「特定活動」となります。
- ✓外国人登録証(本年7月9日以降は在留カード)のみでは、その具体的な活動類型が確認できないため、旅券に添付されている「指定書」を確認する必要があります。
- ✓高度人材外国人本人は3区分、高度人材外国人の配偶者については2区分のいずれに該当しているかを、指定書で確認の上、届け出てください。

指定書で確認する区分	届出の「在留資格」の記載
高度学術研究活動	特定活動(高度学術研究活動)
高度専門・技術活動	特定活動(高度専門・技術活動)
高度経営・管理活動	特定活動(高度経営・管理活動)
高度人材外国人の就労する配偶者	特定活動(高度人材の就労配偶者)
高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子	特定活動(その他) (資格外活動許可事実を確認し、「有」に○をしてください。)

高度人材
外国人

配偶者

様式第3号(第10条関係)(表紙)

雇 入 れ 離 職 に 係 る 外 国 人 雇 用 状 況 届 出 書

平成19年10月1日時点で
現に雇い入れている者

(日本工業規格A列4)

フリガナ(カタカナ) ①外国人の氏名 (ローマ字又は漢字)	姓	名	ミドルネーム
②①の者の在留資格	③①の者の在留期間 (期限) (西暦)		年 月 日 まで
④①の者の生年月日 (西暦)	年 月 日	⑤①の者の性別	1 男 ・ 2 女
⑥①の者の国籍	⑦①の者の資格外 活動許可の有無		1 有 ・ 2 無

雇入れ年月日(西暦) 年 月 日 離職年月日(西暦) 年 月 日

年 月 日 年 月 日

年 月 日 年 月 日

雇用対策法施行規則第10条第3項・整備省令附則第2条の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

事業主

事業所の名称、所在地、電話番号等 (名称) (所在地) 主たる事務所 (名称) (所在地)

雇入れ又は離職に係る事業所 雇用保険適用事業所番号 []-[]-[]-[]-[]-[]

TEL []-[]-[]-[]-[]-[]

TEL []-[]-[]-[]-[]-[]

氏名 []-[]-[]-[]-[]-[] (印)

公共職業安定所長 殿

インターネットによる届出について

外国人雇用状況届出については、インターネットによる届出も可能です。詳しくは下記のURLを参照して下さい。

ハローワークインターネットサービス

URL: <https://www.hellowork.go.jp/index2.html>

(ここから外国人雇用状況届出をクリックして下さい。)

ポイント制の開始に伴うハローワークインターネットサービスの外国人雇用状況届出システムの入力に際しては、制度開始(5月7日)以降8月末(予定)までの間は、以下の方法で入力して下さい。

外国人雇用状況届出システムの雇用情報新規登録画面

雇用情報

氏名(ローマ字又は漢字) (*)	CHIYODA JENNIFER YOKO (全半角英数字記号又は漢字25文字以内)
フリガナ(カタカナ) (*)	チヨダ ジェニファー ヨコ (全角カナ25文字以内)
在留資格 (*)	30. 不明 <input type="checkbox"/> 変更申請中
在留期間(西暦)	2013年01月01日 <input type="checkbox"/> 延長申請中 (半角数字)
生年月日(西暦) (*)	197...年...月...日 (半角数字)
性別 (*)	
国籍 (*)	
その他国籍	
出身地域 (*)	
資格外活動許可	
雇入れ日(西暦) (*)	
派遣・請負就労区	
正社員区分 (*)	
郵便番号	
住所	(50文字以内)

新たに追加される在留資格のうち、次の①～④については、「**在留資格(*)**」項目に「**30. 不明**」を選択し、「ポイント制導入により追加された在留資格の入力について(1)」項目において該当するコード(半角数字2桁)を入力して下さい。

- | | |
|------------------------|---------|
| ①特定活動(高度学術研究活動) | コード「91」 |
| ②特定活動(高度専門・技術活動) | 「92」 |
| ③特定活動(高度経営・管理活動) | 「93」 |
| ④特定活動(高度人材外国人の就労する配偶者) | 「94」 |

また、新たに追加される在留資格のうち、次の⑤については、「**在留資格(*)**」項目に「**15. 特定活動(12,13,14以外)**」を選択して下さい。

- ⑤高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子

この欄を新たに追加

該当するコード(91~94)をこの欄に入力

*雇用保険の被保険者である場合は、雇用保険被保険者番号、賃金、職種は必ず入力してください。

管理職	(半角数字)
その他職種	千円(月額) (半角数字)

ポイント制導入により追加された在留資格の入力について(1)

次の資格については、上記「在留資格」項目に「30. 不明」を選択し、下記に91~94のコード(半角数字2桁)を入力して下さい

- ・特定活動(高度学術研究活動) 91
- ・特定活動(高度専門・技術活動) 92
- ・特定活動(高度経営・管理活動) 93
- ・特定活動(高度人材外国人の就労する配偶者) 94

91
(50文字以内)

ポイント制導入により追加された在留資格の入力について(2)

次の資格については、上記「在留資格」項目に「15. 特定活動(12,13,14以外)」を選択して下さい
(下記入力項目に、入力の必要はありません。)

- ・高度人材外国人の扶養を受ける配偶者又は子

(50文字以内)

ここには何も入力しないで下さい